

徳島県告示第五百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として、次のとおり指定した。
令和元年十一月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

同	医療法人すみれ会	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
同	一般社団法人とくしま健康サポート	阿南市羽ノ浦町宮倉芝生四〇一一	羽ノ浦整形外科内科病院	阿南市羽ノ浦町宮倉芝生四〇一一	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	令和元年八月三日
同	徳島市北前川町四丁目一一二	くるみ薬局	よつば薬局	同 津乃峰町新浜一九九九	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	同 十月一日
同				板野郡北島町中村字上地三〇二		